

琴浦町人権施策基本方針（案）の概要

琴浦町人権尊重の社会づくり条例

（人権施策基本方針）

第5条 町は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）人権尊重の社会づくりに係る基本理念に関すること。
- （2）人権意識の醸成及び高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- （3）人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

人権をめぐる社会の動き

- （1）国内や町の取組の経過
- （2）新たに生じている人権課題
- （3）町が目指す人権尊重の社会

第1章 基本的な考え方

1 人権施策基本方針の位置づけ

- （1）「人権施策基本方針」は、本町の人権施策の基本的な考え方や方向性を示す
- （2）人権尊重の視点に立った施策を推進していく指針
- （3）すべての町民が人権に関する認識や問題意識を持ち、人権尊重の視点に立った取組を行政と協働して展開する

2 人権尊重の基本理念

「人権」の定義

町がめざす人権尊重の社会の実現のため3つの基本理念

- （1）誰もが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会の実現
- （2）自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現
- （3）次世代へ安心して暮らせる人権尊重社会の実現

第2章 人権施策の推進方針

1 教育・啓発の推進

- （1）地域、就学前、学校における人権教育・啓発の推進や活動への支援
- （2）研修機会の拡充と効果的な学習内容の検討

2 推進体制の確立・調査の実施

- （1）国、県、関係団体等との連携に努め、推進体制の充実を図る
- （2）必要に応じて町民の意識調査を実施し、人権施策基本方針の見直しを実施

3 相談支援の充実

- (1) 国及び県との適切な役割分担を踏まえ、必要な相談体制の充実に努める
- (2) 地域共生社会の実現にむけた文化センター(隣保館・児童館)の役割
- (3) 差別事象への対応

第3章 分野別施策の推進

各分野ごとの人権問題について施策の方向性を記載

- 1 男女共同参画に関する人権
- 2 子どもの人権
- 3 高齢者の人権
- 4 障がいのある人の人権
- 5 部落問題
- 6 アイヌの人の人権
- 7 外国にルーツを持つ人の人権
- 8 病気にかかわる人の人権
- 9 刑を終えて出所した人の人権
- 10 犯罪被害者等の人権
- 11 インターネットにおける人権
- 12 北朝鮮当局による拉致問題等
- 13 生活困窮者の人権
- 14 性的マイノリティの人の人権
- 15 災害等に起因する人権
- 16 個人情報の保護
- 17 その他の人権課題、新たな人権問題

【策定のポイント】

- ・さまざまな相談や困りごとへの対応を関係機関が連携し、充実した相談支援体制を推進
- ・地域での孤立の防止にむけた行政機関の連携した対応
- ・相談や困りごとから明らかになった地域課題をテーマに啓発を実施
- ・常にマイノリティ(少数者)の人がいることを前提とした社会づくりを推進
- ・マジョリティ(多数者)側の人が常に変わる必要があることを認識した啓発活動の推進
- ・日頃から自らの人権意識の高揚に努め、新たな課題に気づく知性や感性を養っていく
- ・新たな課題が発見されたときには、その課題を受け止め、解決の方策を探っていく